

平成10年12月22日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成10年(ハ)第4809号貸金請求事件（以下「第1事件」という。）

同年(ハ)第4811号貸金請求事件（以下「第2事件」という。）

判 決

大阪府

第 1 事件原告 株式会社 X 1

代表者代表取締役 A 1

札幌市

第 2 事件原告 株式会社 X 2

代表者代表取締役 A 2

札幌市

第1・第2事件被告 Y

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1事件について生じた費用は第1事件原告の、第2事件について生じた費用は第2事件原告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 第1事件

被告は、原告に対し、17万6102円及び内金8万0253円に対する平成10年6月2日から支払済みまで年36パーセントの割合による金員を支払え。

2 第2事件

被告は、原告に対し、88万6045円及び内金25万6362円に対する平成10年2月20日から支払済みまで年36パーセントの割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 第1事件

ア 貸金業者である原告は、被告と平成2年9月13日、限度額10万円の借入限度基本契約を締結し、同日左記の約定で10万円を被告に貸し渡した。

記

利 率 年39・42パーセント

利息支払日 平成2年10月より毎月2日

元金支払日 契約締結日から3年以内

損害金率 年46・72パーセント

右支払について、1回でも利息の支払を怠ったときは、当然に期限の利益を失い、元本並びに利息及び損害金を1時に支払う。

イ 被告は、平成2年10月2日の利息の支払を怠り、期限の利益を喪失した。

ウ よって、原告は、被告に対し、本件消費貸借契約に基づき、貸金残元金8万0253円と平成10年6月1日までの確定遅延損害金9万5849円及び右貸金残元金に対する同年同月2日から支払済みまで利息制限法所定の年36パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 第2事件

ア 貸金業者である原告は、被告と平成2年7月4日、限度額30万円の借入限度基本契約を締結し、同日左記の約定で30万円を被告に貸し渡した。

記

利 率 年39・42パーセント

利息支払日 平成2年8月より毎月3日

元金支払日 契約締結日から3年以内

損害金率 年46・72パーセント

右支払について、1回でも利息の支払を怠ったときは、当然に期限の利益を失い、元本並びに利息及び損害金を1時に支払う。

イ 被告は、平成2年9月3日の利息の支払を怠り、期限の利益を喪失した。

ウ よって、原告は、被告に対し、本件消費貸借契約に基づき、貸金残元金25万6362円と平成10年2月19日までの確定遅延損害金62万9683円及び右貸金残元金に対する同年同月20日から支払済みまで利息制限法所定の年36パーセント

の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 抗弁（時効消滅）

- (1) 請求原因1記載の貸金債権について、被告が第1事件原告に対して再抗弁記載の支払を除いて最終の支払をした日の翌日である平成2年12月26日から起算して5年が経過した。
- (2) 請求原因2記載の貸金債権について、被告が第2事件原告に対して再抗弁記載の支払を除いて最終の支払をした日の翌日である平成2年12月28日から起算して5年が経過した。
- (3) 被告は、平成10年10月2日の第1事件及び第2事件の各第1回口頭弁論期日において、原告らに対し、それぞれ右1・2記載の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 再抗弁（信義則違反）

- (1) 被告は、原告らの債権についてそれぞれ時効が完成した後、時効援用の意思表示をする前に、原告らに対して次のとおり債務の1部を弁済した。

第1事件原告に対して

平成10年2月18日	4万円
同 年3月16日	3万円
同 年5月25日	1万円
同 年6月 1日	1万円

第2事件原告に対して

平成10年2月19日 3万円

- (2) 右各弁済によって、被告は原告らに対する債務の承認をしたものであるから、その後時効を援用することは、信義則に反し許されない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因の事実は、全て当事者間に争いが無い。
- 2 抗弁の事実中、1記載の被告の第1事件原告に対する時効完成前の最終支払日が平成2年12月25日であること及び2記載の被告の第2事件原告に対する時効完成前の最終支払日が平成2年12月27日であることはいずれも当事者間に争いがなく、それ以外の事実は、当裁判所に顕著である。
- 3 以下、原告らの信義則違反の再抗弁についての当裁判所の判断を示す。
 - (1) 被告が債務を負うに至った経過

被告（昭和27年生まれ）は、大学卒業後、〇〇及びその子会社に勤務し営業を担当していたが、倒産した取引先に対する売掛の穴を自分で埋めた方が将来にとって良いと上司に示唆され、自己名義で約160万円を借り入れ、会社へ入金した。

その後、被告はこの借入金の返済に追われるようになり、債権者約5社からの職場や自宅への厳しい取立てのために心身共に疲れ果て、3か月ほど入院せざるを得なくなった。退院後、被告は退職を余儀なくされ、また妻とも離婚し、子供2人も手放すに至った。

被告は、心機一転してやり直すために転居して（ただし、住民票は現在に至るまで移していない）、新しい仕事に就いた。しかし、新しい職場にも債権者が取立てに来たため、辞めざるを得なくなった。

その後、平成2年ないし3年ころから被告は運送会社にアルバイトとして勤務するようになり、現在に至っている。

このような過去の経験から、被告は債権者の取立てには非常な恐怖感を持っている。（以上被告本人尋問）

（2） 被告が原告らに支払をするに至った経過

原告らは、それぞれ独立の会社ではあるが、第1事件原告の札幌支店での貸付と第2事件原告の貸付に関する債権管理・回収業務は「X札幌管理室」の名称のもとに、両社まとめて行っている（当審における許可代理人も両社共通である）。

右管理室に勤務して債権回収業務に従事するBは、平成10年1月14日、被告の職場に電話をかけ、原告らに対する債務を支払うように催促をした。原告らからの請求は平成2年以来初めてであったので、被告は大変驚いた。

Bは被告に対し、遅延損害金の請求は同日までに発生した分に制限するし、他の貸金業者に被告の所在を教えないから、毎月10万円程度支払うように要求した。さらにBは、第1事件原告の債権が元金・遅延損害金合わせて約20万円、第2事件原告の債権が同じく約100万円あるので、先に額の少ない第1事件原告の支払をするように指示した。

被告は、原告らの言うとおりに支払をしなければ、他の貸金業者に住所及び就業場所を連絡され、またかつての悪夢が再現され、せっかく立て直してきた生活が破壊されてしまうのではないかと恐れて、平成10年2月9日に第1事件原告に対して4万円、第2事件

原告に対して3万円の合計7万円を支払い、同年3月から毎月8日に5万円ずつ支払う（弁済は第1事件原告の債権に先に充当し、これを完済後第2事件原告の債権に充当する。）ことを承諾した。

なお、この時被告は時効についての知識はなく、原告らの債権について時効が完成していることも知らなかった。被告は、もしこの時点で既に原告らの債権が時効消滅していることを知っていれば、支払を承諾することはなかったであろうと述べている。

被告は、自分がアルバイトをして貯めていた資金に加えて、不足分は母親の入院費用との名目で同僚から借りて、「第2当事者の主張3再抗弁（1）」記載のとおり平成10年2月から6月にかけて合計12万円を原告らに支払った。

しかし、被告の支払は遅れがちであり、結局同年4月頃から督促の電話や手紙が原告らから被告の職場（被告の住所は職場の2階であるため督促が自宅宛に来たとしても、職場の者が受けることになる。）に隔日あるいは連日来るようになり、職場にも債務の存在が知られてしまい、被告がアルバイトながら任されていた班長の地位からも降格されてしまった。（以上、乙1、被告本人尋問、弁論の全趣旨）

（3） 時効完成後の一部弁済と時効援用権の制限

時効完成後、債務者が債務の一部弁済等債務の承認と見られる行為をした場合、債権者は債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後債務者が時効の援用をすることは、債権者のこのような期待を裏切ることになり、信義則に照らし許されないというのが判例である（最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）。

信義則は個々の当事者間の具体的な取引場面における互いの信頼を保護する原則であるから、その適用に当たっては個別的な事情を考慮する必要がある。すなわち両当事者それぞれの取引経験や法的知識の有無・程度、債務者が債務承認に至った事情などを検討した上で、信義則の適用を決すべきである（時効完成後債務の弁済があつたにもかかわらず、時効の援用を認めたものとして東京地判平成7年7月26日金融商事判例1011号38頁、保証人が主債務の時効完成後保証債務を履行していても、主債務について時効援用を認めたものとして最2小判平成7年9月8日金融法務事情1441号29頁及びその原審である東京高判平成7年2月14日判例時報1526号102頁）。

例えば、取引経験、法的知識において圧倒的に勝る債権者が時効の完成を知りつつ、法的に無知な債務者にあえてこれを告げないまま債務の一部の弁済をさせたような場合や、債権者が債務者の時効援用の主張を封じるために時効完成後甘言を弄して少額の弁済をさせた上で態度を一変させて残元金及び多額に上る遅延損害金を請求するような場合は、債務者が時効を援用することは債務承認行為をした後といえども、信義則に反しないことがあり得ると考えられる。むしろ、このような場合には信義則を適用して債務者の時効援用権を制限するよりも、本来の時効の効果をそのまま維持することが時効制度の趣旨からも、公平の観点からも合理的といえる。

これを本件についてみると、貸金業者として債権回収業務に日常的に従事しており、被告に対する債権についても既に時効が完成していることを熟知している原告ら従業員が、金銭消費貸借について単に顧客としての取引経験しかなく、時効制度の理解も不十分・不正確ないわゆる素人である被告に対し、言うとおりに支払えば以後発生する遅延損害金は請求しない（実際には、原告らは本訴で遅延損害金全額を請求している。）、被告が負債のある他の貸金業者には被告の所在を言わないで置いてやるなどと申し向けたために、かつて債務の取立てによって健康、家庭、仕事全てを失った経験のある被告が恐怖心に駆られて、その言いなりに、債務の一部を弁済したことが認められる。要するに、被告は、破産・民事調停等の法的手段による債務清算・整理を行わず、債権者らに連絡せずに転居した点に問題があるとはいえ、2年以上前に時効の完成した債権をなおも支払うという姿勢を示しているのに対し、原告らは被告の無知と畏怖に乗じて、守る意思も疑わしい甘言を弄して支払をさせており、原告らの信義則違反の程度、不誠実性の大きさは被告の比ではない。

右認定の事実関係によれば、被告の一部弁済によって原告らに信義則上保護に値する期待が生じるとは言い難く、他方、時効完成を知らずに、原告らに言われるままに支払をした被告が、その後時効完成の事実を知って、時効を援用することが信義則に反すると評価するのは酷にすぎる。したがって、本件においては、被告の時効援用権の行使は信義則による制限を受けないと解するのが妥当である。

よって、原告らの本件各貸金債権の時効消滅の効果は認められ、被告にはいずれも支払義務はない。

（口頭弁論終結の日 平成10年12月1日）

札幌簡易裁判所

裁判官 平野哲郎